

(非公募)

山口市老人憩の家 嘉泉荘指定管理者候補者選定結果

- 1 施設の名称 山口市老人憩の家 嘉泉荘
- 2 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- 3 指定管理者候補者選定結果
株式会社 三宅商事
代表取締役 葭谷 光哉
山口市旭通り二丁目1番34号
- 4 指定管理者候補者の概要（目的、事業内容、事業実績等）
本法人は、総合ビル管理、清掃機器及び清掃用品の販売、日用雑貨用品の販売、室内装飾用品の販売、内装の塗り替え及び塗料の販売、損害保険代理業、一般労働者派遣事業、公共の施設に関する指定管理者業などを目的として設立されている。
これら目的を達成するため、設備管理、清掃、廃棄物収集運搬などの事業を行っている。
- 5 非公募とした理由
山口市老人憩の家 嘉泉荘について、再公募に当たり、新たな指定管理者への業務の引継等を考慮し、令和3年6月からの指定管理者候補者を選定した。令和3年4月からの2か月間については、現在の指定管理者への運営・管理業務の委託の準備を進めてきたが、調整が整わなかったことから、新たな指定管理者候補者と協議したところ、令和3年4月から管理運営が可能であることが確認できたため。
- 6 募集及び選定の経過
仕様書の決定 令和3年1月20日（水）
申請書提出期限 令和3年1月29日（金）
選定委員会による審査 令和3年2月 4日（木）
- 7 選定の方法
 - (1) 選定委員会委員
中川 孝 山口市健康福祉部長（委員長）
藤井 英樹 山口市健康福祉部次長
水津 伸久 山口市高齢福祉課長
横山 順一 山口県立大学社会福祉学部准教授
金子 隆文 山口市自治会連合会
 - (2) 提出書類の確認
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
 - (3) 審査内容
提案内容の審査については、指定申請等の提出書類を基に、選定委員会において、(別紙)指定管理者候補者選定基準に掲げる評価項目ごとに評価を行い、次の審査基準により候補者として選定しました。

8 選定結果の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	株式会社三宅商事
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	42
施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	35	5	175	146
施設の管理経費の縮減が図られること	15	5	75	15
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	25	5	125	103
市の施策への貢献が期待できること	15	5	75	64
総計	100	5	500	370
基準点	—	—	300	

9 講評

山口市老人憩の家嘉泉荘は、60歳以上の高齢者を対象に、健全な保養休養、教養の向上及びレクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図ることを目的に設置した施設です。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、施設の設置目的や性格を踏まえ、(別紙)指定管理者候補者選定基準に基づき検討し、審査しました。

株式会社三宅商事の提案は、これらの審査事項について、他の公共施設の運営実績、ノウハウを生かした施設管理の運営方針や、自主事業も含めた利用者の平等な利用の確保、マニュアル整備による管理体制づくり、当該団体が指定管理者である山口南総合センターとの連携事業の展開や地域団体との連携・協働などの面において、高い評価となりました。

以上総合的に判断して、株式会社三宅商事は山口市老人憩の家 寿泉荘の指定管理者の候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認められます。

(別紙) 指定管理者候補者選定基準

評価項目		評価の視点	配点	
大項目(選定基準)	小項目			
(1) 平等な利用を確保することができるものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可等にあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。 ・事業内容の中に、一部の利用者や団体に対して、不当な優遇や制限をしたりするものがないか。 	10	
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。 	5	
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	年間計画	・年間を通して、老人憩の家機能が発揮できる計画となっているか。	10
		主な事業内容	・高齢者に対し、健全な保養・休養、教養の向上及びレクリエーションの場を与え、高齢者福祉の向上に寄与する事業内容が提案されているか。	10
		施設活用の工夫	・施設の特長・効用を生かした事業展開が提案されているか。	5
		利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	5
(3) 施設の管理経費の削減が図られること	事業運営は効率性があり、経費は効果的に使用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。 	15	
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	同種施設、類似施設での運営実績があること	・同種施設、類似施設での運営実績があるか。	5	
	人材育成のための取組みがなされていること	・研修計画や人材育成方針に沿った取組みがなされているか。	5	
	安定した運営を行うための財政的基盤	・事業者の財務状況は健全であるか。	5	
	利用者の安全を確保するための方策が適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な安全管理体制や防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。 	10	
(5) 市の施策への貢献が期待できること	地域の人材や資源を活用した事業展開となっていること	・地域の実情に応じた地域連携事業の取組みがなされているか。	10	
	市の施策をふまえた事業提案があること	・事業者独自の取組みが市の施策へ貢献しているか。	5	
合 計			100	